

## 1 妊娠・出産・子育てに関するもの

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
健康センター	不妊治療費助成事業	・指定医療機関で受けた保険診療の体外受精及び顕微授精の治療過程に要した費用の一部を助成するもの。 ・特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療に要した費用の一部を助成するもの。	・特定不妊治療の保険診療でかかった自己負担分。ただし、1回の治療費から加入保険等に規定する給付を差し引いた額で、1回の治療につき15万円まで、助成回数は治療開始時の妻の年齢による。 ・特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療を行った場合、1回の治療につき15万円まで助成する。	(1)富山県知事が指定する医療機関において不妊治療を受けている者 (2)体外受精又は顕微授精以外に妊娠が望めないと主治医が判断している (3)夫婦間（事実婚を含む。）の妊娠を目的とし、配偶者以外から精子又は卵子の提供を受けない者 (4)夫婦の両方又は治療した本人が市内に住所を有しており、かつ申請受付日において市内に1年以上住民票があること。 (5)夫婦及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/49615p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/49615p/</a>	砺波市不妊治療費助成事業実施要綱
健康センター	不育症治療費助成事業	・不育症の検査や治療に要した費用の一部を助成するもの。	・不育症の診断に係る検査（医療保険適用のみ） ・不育症と診断された方が妊娠した際に行われたヘパリンを主とした治療（医療保険適用のみ） ・1回の治療につき30万円まで助成する。 ＊「1回の治療」とは、不育症の診断に係る検査から、1回の妊娠を経てヘパリンを主とした治療に至る過程であり、医師の認めたもの。検査から相当の期間妊娠に至らない場合、医師の判断において検査のみを1回の治療とするることは差し支えない。 ＊食事療養費、文書料、差額ベット代など検査や治療に直接関係しない費用は除く。また、その他の助成金がある場合は、その金額を除く。	(1)不育症の検査や治療を受けている夫婦の両方又はいずれか一方が市内に住所を有し、かつ1年以上居住していること又は1年以上居住見込みであること。ただし、治療終了日及び申請受付日において市内に住所を有していること。 (2)夫婦及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと (3)医療保険に加入している夫婦	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/35247p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/35247p/</a>	砺波市不育症治療費助成事業実施要綱
健康センター	プレ妊娠健診費助成事業	妊娠出産に影響する疾患を早期に発見し、現在のからだの状態を把握する健診を受ける夫婦に対する健診費の助成を行うと共に、受診結果に基づき将来の妊娠に向けた健康管理（プレコンセプションケア）を行うもの。	回数 夫婦1組 1回まで	(1)申請日、健康診査を受診する日において夫婦共に市内に住所を有するもの。 (2)申請日における妻妻の年齢が40歳未満のこと。 (3)申請日において婚姻後（事実婚を含む）3年以内であること。 (4)富山県指定の実施医療機関においてプレ妊娠健診を受けること。 (5)他市町村において同様の健診を受けていないこと。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/68763p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/68763p/</a>	砺波市プレ妊娠健診費助成事業実施要綱
健康センター	ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症（子宮頸がん）予防接種にかかる任意接種償還払い	・ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症（子宮頸がん）予防接種に任意接種を自費で受けた方に対して、当該任意接種の費用を助成するもの	・任意接種費用の実費（接種日に属する年度における市が定める基準単価を上限とする）	(1)R4.4.1時点での市内に住所を有していること。 (2)16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症にかかる定期接種を3回完了していないこと。 (3)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに、2価HPV、4価HPVの任意接種を受け実費を負担していること。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/48613p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/48613p/</a>	砺波市ヒトパピローマウイルス感染症にかかる任意接種償還払い要綱
健康センター	骨髓移植等の理由による予防接種費用助成事業	骨髓移植等により接種済みの定期の予防接種（予防接種法第5条第1項の規定に基づく）の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する者に対し、当該予防接種にかかる費用を補助するもの。	助成の金額は、任意予防接種の再接種にかかる費用とする。ただし、接種した日が属する年度の予防接種（A類疾病）業務委託単価を上限とし、助成の回数は、実施規則に規定する回数を上限とする。	(1)骨髓移植等の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている。 (2)再接種を受ける日において砺波市内に住所を有する。 (3)接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、実施規則の規定による。	無		砺波市骨髓移植等の理由による予防接種費用助成事業
健康センター	多胎妊娠健診費助成事業	多胎妊娠における妊娠の適正な保健管理及び経済的負担を軽減するため、規定の日数に追加して健診を受診した多胎妊娠に対して健診費用の一部を助成するもの。	回数 5回まで 1回5,000円を上限とする	(1)健診を受診する日において市内に住所を有し、かつ多胎妊娠しているもの。	無		砺波市多胎妊娠健診費助成事業実施要綱
こども課	こども医療費の助成	市内に住所を有する児童等が医療を受ける場合、その保護者に対し子どもの医療に係る医療費の一部を助成するもの。	保険診療分の自己負担額（食事療養費等を除く）	18歳になる年の年度末まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/56371p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/56371p/</a>	砺波市こども医療費の助成に関する条例
こども課	三世代子育て応援給付金（三世代同居推進事業）	三世代同居（近居）の孫世代の子どもを0歳から2歳児まで自宅で育児した場合に給付金を贈呈するもの。	給付の回数に関係なく子ども1人当たり最大10万円  入所時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす場合 子ども1人当たり10万円 2年以上3年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり6万円 1年以上2年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり2万円	出生後6か月から4月1日時点まで満3歳に達しており、次の条件を満たす子どもの保護者 (1)市内に住所を有する者 (2)これまでに保育所等を利用していなかった者（広域入所での利用を除く） (3)これまでに広域入所で市外の保育所等を利用していない者 (4)三世代家庭に属している者 (5)三世代家庭の全員が市税等の滞納がないこと	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2419p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2419p/</a>	砺波市三世代子育て応援給付金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
こども課	児童手当	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給するもの。 (目的：家庭等における生活の安全に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。)	(1)3歳未満1万5千円／月 (2)3歳以上小学校修了1万円／月 (第3子以降は1万5千円／月) (3)中学生 1万円／月 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満（令和4年10月支給分から適用） 5千円／月	中学校卒業までの者(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/47941p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/47941p/</a>	児童手当法 砺波市児童手当事務処理規則
こども課	とやまっ子子育て応援券	県と市町村で、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため、保育サービス等の利用ができる金券「とやまっ子子育て応援券」を配付するもの。	(1)第1子1万円分 (2)第2子は2万円分 (3)第3子以降は3万円分	3歳未満の児童に配付	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/6151p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/6151p/</a>	とやまっ子 子育て支援サービス普及促進事業実施要綱
こども課	妊娠婦医療費の助成	市内に住所を有する妊娠婦のうち、特定の疾病的診断を受けた者が医療を受ける場合、その医療に係る医療費の一部を助成するもの。	対象疾病にかかる保険診療分の自己負担額（食事療養費等を除く）	市内に住所を有する妊娠婦のうち、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産のいずれかの疾病的診断のあった者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2072p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2072p/</a>	砺波市妊娠婦医療費の助成に関する条例
こども課	未熟児養育医療給付	市内に住所を有する乳児のうち、出生時体重が2,000グラム以下又は身体の発達が未熟なままで産まれた赤ちゃんで、医師が入院療育を必要と認めた場合、その医療にかかる医療費の一部を助成するもの。	指定養育医療機関で行う未熟児の治療のうち、保険適用分の自己負担額（食事療養費を含む）	(1)出生体重が2,000g以下の未熟児 (2)医師が必要と認めた場合 指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めて、医師の診断を受けた者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2486p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2486p/</a>	砺波市母子保健法施行細則
こども課	遺児福祉金	遺児の福祉の増進を図ることを目的に、遺児の保護者に対し遺児福祉金を支給するもの。	(1)疾病等により父母と死別し、又はこれに準ずる境遇にあると市長が認めた児童 年額2万5千円 (2)疾病等により父母の一方と死別し、又はこれに準ずる境遇にあると市長が認めた児童 年額1万3千円	遺児の保護者（親権者、後見人その他これらに準ずる者であって遺児を現に監護する者）	無		砺波市遺児福祉金支給条例
こども課	ひとり親家庭等の医療費助成	保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成するもの。	医療費自己負担金を助成	市内に住所がある者で (1)ひとり親家庭の父又は母及び児童 (2)父母が死亡する等で児童を養育する養育者及び児童	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2347p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2347p/</a>	砺波市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例
こども課	ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実とともに児童の健全な育成を図ることを目的に、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を全額助成	放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を全額助成	市内に住所があるひとり親家庭（母子家庭、父子家庭及び養育者家庭）の者のうち、児童扶養手当を受給している者（全部支給停止の方は除く。）	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/4292p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/4292p/</a>	砺波市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成実施要綱
こども課	砺波市新生児出産サポート給付金	少子化対策と子育て支援、移住定住促進のために新生児が出生したときに助成するもの。	(1)第1子 50,000円 (2)第2子 70,000円 (3)第3子 107,300円	市内に住所を有する令和3年4月2日以後に出生した新生児の保護者 出生後1年間は市内在住を要件とし、1年以内に転出した場合は返還を求める。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/35716p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/35716p/</a>	砺波市新生児出産サポート事業実施要綱

## 2 高齢者・障害者・要介護者・療養中の方等に関するもの

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
社会福祉課	高齢者 ちょっとね ぎらい事業 (三世代同 居推進事 業)	三世代同居家庭の満75歳以上の高齢者が節目の年齢を迎えた場合、高齢者の日頃の労をねぎらい心身リフレッシュを図るとともに、家族のふれあいや絆を深める機会を創出することを目的として、市内宿泊施設等で宿泊（日帰り）などに利用できる利用証を交付するもの。	節目の方1人につき1万円（上限）助成 (1)宿泊・飲食料金（各種税含む）が対象 (2)利用額が1万円に満たない場合実費額 (3)市内宿泊施設に限る。 ※砺波市ホテル旅館組合・庄川峡観光協同組合加盟施設対象	次の条件を満たす者 (1)三世代同居をしている者（当該三世代家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。） (2)満75歳以上で5歳毎の節目年齢を迎える者 ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻み ・要介護認定4・5の方は対象外 ・年度内に対象となる方は、誕生日前でも申請・利用できる。 ・市税等の滞納がない世帯	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2529p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2529p/</a>	砺波市高齢者 ちょっとねぎらい 事業補助金交付要綱
社会福祉課	高齢者福祉 施設等利用 券配布事業	在宅の高齢者に対し、自立生活の助長及び心身機能の維持向上を図り、当該高齢者の外出を支援するため、市内の公衆浴場及び福祉センター等の利用券を支給するもの。	入浴施設等利用券 10回分 (ただし、1回あたり150円の自己負担あり)	当該年度の4月1日現在で本市の住民票に記載されている者のうち、同日現在満75歳以上の者 ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している人は対象外	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/45834p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/45834p/</a>	砺波市高齢者福祉 施設等利用券配布 事業実施要綱
社会福祉課	在宅重度障 害者住宅改 善費補助金	在宅の重度障害者が居住する住宅の居室、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下又は市長が特に必要と認める住宅の設備、構造等をその障害に適応するよう又は介護者の介護負担を軽減するよう改善するために必要な工事費の全部又は一部を助成するもの。	(1)所得税非課税世帯…左記工事費から国・県等からの給付額を引いた額（上限90万円） (2)所得税課税世帯…(1)の2/3の額（上限60万円）	(1)市内に住所を有する者で、身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている者のうち、視覚障害者又は肢体不自由者、内部障害を有する者のうち車いすの交付を受けている者 (2)療育手帳のAの交付を受けている者	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/</a>	砺波市在宅重度障 害者住宅改善費補 助金交付要綱
社会福祉課	就労支援施 設等の障害 者通所費助 成	本市に住所を有する障害者に対し、就労支援施設等の通所に要する費用の一部を助成するもの。	(1)公共交通機関を利用する場合定期券代の相当額の1/2の額（限度額2万円） (2)自家用車を利用する場合（保護者が運転する自家用車を含む。）燃料費の1/2の額（限度額2万円）	障害福祉サービスを利用している障害者のうち就労支援等の事業を利用している者	無		砺波市障害者通所 費の助成に関する 要綱
社会福祉課	重度心身障 害者等医療 費助成	重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的として、本市に住所を有する重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成するもの。	医療費自己負担金を助成  入院の場合の医療費自己負担金の1/2を助成  医療費の自己負担金の一部または全額助成  医療費自己負担分の一部を助成	(65歳未満) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の級が1級から2級までの者、療育手帳Aの交付を受けている者または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者  (65歳未満) 特別児童扶養手当該当者又は国民年金障害基礎年金受給者（上記に該当しない者で市民税非課税世帯の者）  (65歳以上) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の級が1級から4級の一部までの者、療育手帳Aの交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳1級から2級までの者又は国民年金障害基礎年金受給者  (65歳以上70歳未満) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の級が4級の一部から6級までの者又は療育手帳Bの交付を受けている者	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/</a>	砺波市重度心身障 害者等医療費の助 成に関する条例
社会福祉課	心身障害者 福祉金	本市に居住する心身障害者又は心身障害者の保護者に対し、その生活の激励と福祉の増進を図ることを目的として、心身障害者福祉金を支給するもの。	・障がい児童 年額 2万円 ・重度障がい者 年額 2万円 ・中度障がい者 年額1万4千円	下記をすべて満たす者 (1)砺波市に住民登録又は外国人登録をしていること。 (2)障害にかかる年金及び、障害にかかる年金の付加給付、特別障害給付金を受給していないこと。 (3)特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅要介護高齢者福祉金を受給していないこと。 (4)生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法、介護保険法に規定する施設に入所していないこと。 (5)対象者本人の世帯が支払年度において、市民税非課税であること。	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/</a>	砺波市心身障害者 福祉金支給条例
社会福祉課	心身障害児 通園費補助 金	心身障害児が児童福祉施設の通園に要する経費の一部に対し、保護者に補助金を交付するもの。	児童福祉施設に通園する心身障害児及びその介護者（特に必要と市長が認める場合に限る）が、最も経済的な通常の経路及び方法により通園する場合の通園に要する経費の3/10以内	児童福祉法第7条に掲げる施設（保育所を除く）に通園する心身障害児の保護者	無		砺波市心身障害児 通園費補助金交付 要綱
社会福祉課	並行通園利 用者負担額 助成	保育所や幼稚園等と児童発達支援センター等に並行して通園する障がい児の保護者に対して児童発達支援の利用者負担額を助成するもの。	児童発達支援の利用者負担額。 ただし、保育所等の利用者負担額を上限とする。	以下の全てに該当する者 (1)本市に住所を有すること (2)保育所等に在籍している児童の保護者であること (3)児童発達支援の通所受給者証の交付を受けていること	無		砺波市保育所等及 び児童発達支援セ ンター等並行通園 利用者負担額助成 事業実施要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
社会福祉課	身体障害者自動車操作訓練事業	身体障害者手帳の交付を受けている者に対して自動車操作訓練を行い、自動車運転免許の取得を容易にすることにより、身体障害者の自立及び社会参加を促進するもの。原則として、対象者1名につき1回に限る。	市と訓練事業の委託契約を行った自動車学校 ◎費用の助成 (1)入学金 (2)学科教習料 (3)技能教習料 (4)技能補習料（15時限を限度）	本市の住民票に記載されており、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その運転に必要な適性検査に合格した者	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/</a>	砺波市身体障害者自動車操作訓練事業実施要綱
社会福祉課	身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的として、身体障害者手帳の交付を受けている者が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成するもの。	自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費に対して、1件あたり10万円を限度とする。	(1)本市の住民票に記載されており、身体障害者手帳の交付を受けている者 (2)自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/</a>	砺波市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱
社会福祉課	福祉タクシー料金助成	外出困難な身体障害者に対し、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図り、もって身体障害者の福祉の増進に寄与することを目的として、タクシー料金の一部を助成するもの。	年額 4千円 (1枚につき額面200円の利用券を20枚)	障害の級別が視覚障害又は肢体不自由(下肢又は体幹に限る)1級又は2級の者	無		砺波市身体障害者福祉タクシー事業実施要綱
社会福祉課	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金	身体障害者手帳交付の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児の方に対して、補聴器を購入する費用の一部を助成するもの。	補聴器購入費（基準価格が上限）の2/3	18歳未満の身体障害者手帳交付の対象とならない方で、指定医師が意見書により補聴器の装用の必要を認めた者	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/</a>	砺波市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付要綱
社会福祉課	人工内耳用電池補助金	人工内耳を装用している18歳未満の者に対して、人工内耳用の電池を購入した費用の一部を助成するもの。	年額1万円を限度に支給	18歳未満の人工内耳を装用している障害児	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/</a>	砺波市人工内耳用電池補助金交付要綱
高齢介護課	おむつ支給事業	在宅の要介護高齢者等に対し、介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、高齢者及び心身障害者の福祉の向上に寄与することを目的として、おむつを支給するもの。	おむつ支給に要した費用の2/3を現物支給 (ただし、月額7,500円を限度に現物支給)	本市に住所を有する者で、常時おむつを使用し、かつ、おむつの着脱に介助を要する者で次のいずれかに該当する者（家族の方がおむつ交換している者） (1)65歳以上の寝たきり又は認知症高齢者 (2)重度身体障害者（児） (身体障害者手帳1級・2級を所持する者) (3)重度知的障害者（児） (療育手帳Aを所持する者)	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/34815p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/34815p/</a>	砺波市おむつ支給事業実施要綱
高齢介護課	介護者もちょっと一息事業（三世代同居推進事業）	三世代同居世帯の65歳以上の要介護者（要介護認定4又は5）に対し、ショートステイの利用料（短期入所生活介護）の自己負担額（食費、滞在費、日常生活費を除く）に相当する額について助成し、家庭内における介護者の心身の疲労軽減、要介護者の在宅生活の継続を促進するもの。	(1)介護保険制度のショートステイの利用料（短期入所生活介護）の自己負担額（食費、滞在費、日常生活費を除く）に相当する額 (2)ショートステイ利用1回につき原則2泊3日以内とし、年間6回まで。	本市に居住し、次の要件を満たす者 (1)三世代同居をしている者（当該三世代家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。） (2)要介護認定4以上で65歳以上の在宅高齢者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2405p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2405p/</a>	砺波市介護者もちょっと一息事業助成金交付要綱
高齢介護課	介護保険ホームヘルパー派遣利用料減免	ホームヘルプサービスを利用しようとする者が、ホームヘルプサービスを利用した場合、利用世帯の実情に応じて、その利用料を市が助成するもの。	無料	本市に住所を有する者で、次のいずれにも該当する者 (1)要介護度3から5に認定された在宅の者 (2)市民税非課税世帯である者	有		砺波市ホームヘルプサービス利用助成要綱
高齢介護課	介護用品の支給事業	在宅の要介護高齢者等に対し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、高齢福祉の向上に寄与することを目的として、介護用品を支給するもの。	介護用品支給に要した費用の9/10を現物支給 (ただし、月額6,250円を限度に現物支給)	本市に住所を有する者で、次のいずれにも該当する者（家族の方がおむつ交換している者） (1)要介護度4又は5に認定された在宅の者 (2)市民税非課税世帯である者 ※砺波市おむつ支給を受けている者は除く。	有		砺波市介護用品の支給事業実施要綱
高齢介護課	家族介護慰労事業	在宅の要介護高齢者を介護している家族に対し、当該家族の負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、福祉の向上に資することを目的とし慰労金を支給するもの。	要介護高齢者1人につき年額10万円	本市に居住する者で次に掲げる要件に該当する在宅の要介護高齢者を介護している家族 (1)要介護高齢者 要介護4又は5に認定されていること。 (2)要介護高齢者が、過去1年間介護保険のサービスを利用していないこと。 (3)要介護高齢者が、病院等に継続して90日以上入院していないこと。 (4)市民税非課税世帯であること。	有		砺波市家族介護慰労事業実施要綱
高齢介護課	緊急通報体制等整備事業	在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯並びに身体障害者等に対し、地域における見守り体制を補完し、急病等緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、一人暮らし高齢者等の福祉の向上を図ることを目的として、緊急通報装置を貸与するもの。	装置の貸与を受けた利用者の利用料は、月額300円 (ただし、利用者が市民税非課税世帯に属する場合又は生活保護法に基づく被保護世帯に属する場合の利用料は無料)	本市に住所を有する者で、次のいずれかに該当し、かつ、日常生活の見守りが必要である者 (1)65歳以上の一人暮らし高齢者 (2)65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者 (3)身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2033p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2033p/</a>	砺波市緊急通報体制等整備事業実施要綱
高齢介護課	高齢者が住みよい住宅改善支援	65歳以上の高齢者が居住する住宅の便所、浴室、廊下、玄関、居室等を高齢者の自立支援等に対応したものとするための改善に必要な経費（対象工事費）に対し助成するもの。	対象工事費の2/3の額 (ただし、対象工事費は要介護者等については90万円、自立者については45万円を限度)	本市に住所を有する65歳以上の高齢者又は当該高齢者と同居する者で、居住環境の改善を必要とする者（世帯員全員が、所得税が課税されていないこと）	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/53780p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/53780p/</a>	砺波市高齢者が住みよい住宅改善支援事業実施要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
高齢介護課	高齢者等軽度生活援助事業（家周りの手入れ、家屋内の整理整頓などの軽作業）	在宅で生活する高齢者に対して、当該高齢者等の要介護状態への進行を防止することを目的として、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を可能にするために軽度の生活援助をするもの。	(1)利用回数は、月2回まで (2)利用時間は1回につき3時間を限度 (3)利用料金 ・市民税非課税世帯は1時間につき100円 ・市民税課税世帯は1時間につき480円（作業内容により料金が異なる場合あり）	市内に居住し在宅で生活している者で、世帯の全員が高齢者(65歳以上の者)である世帯の世帯員のうち、日常生活上の援助が必要な者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2031p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2031p/</a>	砺波市高齢者等軽度生活援助事業実施要綱
高齢介護課	高齢者等軽度生活援助事業（雪下ろし）	在宅で生活する高齢者及び重度身体障害者に対して、当該高齢者等の要介護状態への進行を防止することを目的として、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を可能にするために軽度の生活援助をするもの。	1家庭につき冬期間(11月から3月まで)2回まで (1)自主防災組織、町内会又は自治会の場合 1回につき実費相当額が1万円を超える場合は、その超えた額。 (2)その他の場合 1回につき実費相当額が2万円を超える場合は、その超えた額	市内に居住し在宅で生活している者で、次に掲げる者のうち、日常生活上の援助が必要な者 (1)世帯の全員が高齢者(65歳以上の者)である世帯の世帯員 (2)身体障害者手帳1級・2級の者のうち、単身で居住する者（世帯を構成する者の前年の所得税が非課税である世帯）	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/35400p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/35400p/</a>	砺波市高齢者等軽度生活援助事業実施要綱
高齢介護課	在宅要介護高齢者福祉金支給事業	在宅の要介護高齢者に対し、要介護高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、在宅要介護高齢者福祉金を支給するもの。	支給対象者1人につき年額6万円	本市に住所を有する65歳以上の者で、要介護状態区分が4又は5に認定された在宅の者で、次のいずれにも該当する者 (1)支給対象者、同一世帯の者で、前年の所得が、基準所得を超えないこと、また所得税が課税されていない者 (2)病院又は介護老人保健施設、グループホームに継続して3箇月を超えて入院又は入所していない者	有		砺波市在宅要介護高齢者福祉金支給事業実施要綱
高齢介護課	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業費補助金	低所得で生計が困難な者に対して、社会福祉法人等が行う介護保険サービスを受けたときに生じる利用者負担額について、その者の負担の軽減を図るために利用者負担額の軽減制度事業を行なう社会福祉法人等に対し補助金を交付するもの。	社会福祉法人等が実施する利用者負担の軽減率1/4 (ただし、老齢福祉年金受給者1/2)	市民税世帯非課税者であり、次の全てに該当する者 (1)年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 (2)預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 (3)日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (4)負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5)介護保険料を滞納していないこと。	有		砺波市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱
高齢介護課	寝具クリーニングサービス事業	在宅の要介護高齢者等に対し、当該高齢者等の衛生管理を図り、福祉の向上に寄与することを目的として、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供するもの。	実施回数は年1回（夏季） 敷布団、掛け布団、毛布、マットレス、羽毛、羊毛のうち3枚を1組として利用（無料）	本市に居住し、在宅で生活している次の要件を満たす者 (1)65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの市民税非課税世帯で要介護状態区分が要介護1以上に認定された者 (2)身体障害者手帳1級又は2級の者のうち寝たきりの肢体不自由な者	有		砺波市寝具クリーニングサービス事業実施要綱
高齢介護課	福祉電話貸与	ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対し、当該高齢者や障害者の孤独感の緩和、安否の確認及び緊急連絡の手段の確保を図り、もって高齢者及び身体障害者の福祉の増進に資することを目的として福祉電話を貸与するもの。	電話の架設料、電話加入料、電話機使用料、回線使用料(基本料)を市が負担 それ以外の費用は、現に利用している使用者の負担	本市に住所を有し、現に電話を所有していない低所得世帯(市民税非課税世帯)に属する者で次のいずれかに該当する者 (1)65歳以上のひとり暮らしの高齢者であって、安否の確認を行う必要があると認められる者 (2)外出困難な在宅の重度身体障害者であって、福祉電話の貸与の必要があると認められる者	有		砺波市福祉電話貸与要綱
地域包括支援センター	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業	本市に住所を有する認知症の方で行方不明となるおそれのある高齢者等に対し、早期発見のためのシステム利用料(認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステムを稼働し検索依頼した場合)の一部又は全てを助成するもの。	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム利用料は1回あたり4,500円 (ただし、利用者が市民税非課税世帯に属する場合又は生活保護法に基づく被保護世帯に属する場合の利用料は無料)	本市に住所を有する認知症の方で行方不明のおそれのある高齢者等	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/4482p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/4482p/</a>	砺波市認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業実施要綱
地域包括支援センター	認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業	認知症の方が日常生活における偶發的な事故により、他人に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、被害者へ支払うべきお金を補償するもの。	保険料は市が負担する。 個人賠償責任補償：最大1億円 死亡時見舞費用補償：15万円	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業登録者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/6932p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/6932p/</a>	砺波市認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業実施要綱
地域包括支援センター	ほっとなみ見守りシール交付事業	認知症の方が万が一行方不明となった場合の対策として、衣服や持ち物に貼る2次元バーコード付きのシールを交付するもの	耐洗ラベル（衣服等にアイロンで貼付する物）40枚 蓄光シール（暗闇で光るシールで持ち物等に貼付する物）10枚	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業登録者	無		砺波市ほっとなみ見守りシール交付事業実施要綱
地域包括支援センター	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担するのが困難である者に対する助成を行うもの。	成年後見等開始審判申立に要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬の全部又は一部  成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、下記の金額を上限とする。 (1)対象者が福祉施設、病院等に入所又は入院している場合 月額18,000円 (2)対象者が在宅の場合 月額28,000円	市内に住所を有する者(本市以外の市町村に所在する別表に掲げる施設に入所又は入院しており、かつ、当該施設への入所又は入院前に本市に住所を有していた者を含む。)で、次のいずれかに該当する者 (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者である者及びこれに準ずる者 (2)その他当該開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者	有		砺波市成年後見制度利用支援事業要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
市民生活課	高齢者運転免許自主返納支援事業	有効期間内にあるすべての運転免許を自主返納した高齢者に対し支援するもの。 (目的: 高齢者による交通事故の減少を図る)	自主返納の日から起算して60日以内に申請した場合に下記から一つを選択することができる。 (1)2万円相当の砺波市高齢者運転免許自主返納支援事業支援券(市営バスやタクシー、福祉施設等で利用可能) (2)2万円相当の加越能バス回数券	市内に住所を有し、自主返納の日から起算して60日以内に申請した満70歳以上の高齢者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2371p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2371p/</a>	砺波市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱
健康センター	がん患者補正具購入費助成事業	がん患者の皆様の生活の質の向上と就労や社会参加を支援することを目的に、ウィッグと乳房補正具の購入費用の一部を助成するもの。	【助成対象経費】 (1) ウィッグ(装着時に必要な頭皮保護用のネットを含む。) (2) 乳房補正具(補正パット又は人工乳房をいい、それらを固定する下着を含む。) ただし、国、地方公共団体等の公的機関において同種の助成金等の交付を受けている場合は、その交付の額を差し引いた額を助成対象経費とする。 【助成金の額】 助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、次に掲げる額を限度とする。 (1) ウィッグ 3万円 (2) 乳房補正具(右側) 2万円 (3) 乳房補正具(左側) 2万円	次の要件を全て満たすもの (1) 砧波市内に住所を有し、かつ、1年以上居住していること (2) 本人及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと (3) がんと診断され、がん治療を受けた又は現に受けていること (4) がん治療に伴い脱毛又は乳房を切除し、補正具を購入していること	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/42473p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/42473p/</a>	砺波市がん患者補正具助成金交付要綱
健康センター	骨髓等移植ドナー助成事業	骨髓移植ドナーに対し経済的支援を行うことにより骨髓等移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とするもの	骨髓等の提供のための通院、入院、面接の日数に2万円を乗じた額 1回の提供につき上限14万円	次の要件を全て満たすもの (1) 骨髓等の提供を行った日又は中止となった日において市内に住所を有していること (2) 骨髓バンクから骨髓等の提供に係る手続きを証明する書類の交付を受けていること (3) 所属する企業、団体等にドナー休暇制度がない方 (4) 他の地方公共団体等から同種の助成金の交付を受けていない方 (5) ご夫婦及び同一世帯家族に市税等の滞納がない方	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/60557p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/60557p/</a>	砺波市骨髓等移植ドナー

### 3 移住・定住支援に関するもの

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
市民生活課	住宅取得支援事業補助金	本市への移住定住を希望する転入世帯及び子育て世帯の住宅取得を支援するもの。	住宅取得のための借入額又は建物の工事（売買）契約額のいずれか少ない方の1/10  【新築住宅】 上限 107.3(となみ)万円 【中古住宅】 上限 50万円	(1)転入世帯（夫婦のどちらかが39歳以下かつどちらかが転入である世帯）、又は子育て世帯（転入する中学生までの子がいる世帯） (2)転入の日から3年以内の者かつ転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者の属する世帯 (3)令和3年1月1日以降、建設工事請負契約又は売買契約をした住宅(新築又は中古の住宅、マンション含む) (4)三世代同居・近居住宅支援事業補助金の交付を受けた者を除く (5)市内に10年以上居住すること	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2717p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2717p/</a>	砺波市住宅取得支援事業補助金
市民生活課	家賃支援事業補助金	本市への移住定住を希望する転入世帯及び子育て世帯の居住を支援するもの。	民間賃貸住宅の家賃を助成 上限 月額1万円(3年間)	(1)転入世帯（夫婦のどちらかが39歳以下かつどちらかが転入である世帯）、又は子育て世帯（転入する中学生までの子がいる世帯） (2)転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者の属する世帯 (3)令和3年1月1日以降、民間賃貸住宅の賃貸契約をした世帯 (4)市内に5年以上居住すること	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/34904p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/34904p/</a>	砺波市家賃支援事業補助金
市民生活課	結婚新生活支援事業補助金	本婚姻に伴う新生活を開始する際の費用を支援することにより経済的不安を軽減し、本市における少子化対策の推進するもの。	新居の住宅取得費用又は住宅賃借費用、リフォーム費用、引越費用 上限 30万円	(1)新婚世帯（令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍し、夫婦とも39歳以下かつ、夫婦の世帯所得500万円未満） (2)新居の住宅取得費用又は住宅賃借費用、リフォーム費用、引越費用 (3)補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に居住する意思があること。	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2737p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2737p/</a>	砺波市結婚新生活支援事業補助金
市民生活課	砺波市移住・定住引越し支援事業補助金	夫婦及び二世代世帯、Uターンする単身世帯が引越して、新たに三世代同居又は近居する場合に、運送業者に支払う引越し経費を助成するもの。	補助金額（1世帯当たり上限金額） 運送業者に支払いをした引越し経費 同居：1/2 近居：1/4  ・県外からの転入 同居：50,000円 近居：25,000円 ・市外からの転入 同居：20,000円 近居：10,000円 ・市内における転居 同居：10,000円 近居： 5,000円	新たに三世代家庭になるため、引越を行う者で、次の要件をすべて満たすもの。 (既に三世代となっている世帯に、新たな世帯員が加わる場合は対象とならない。) (1)三世代家庭の全員が、市内に住所を有すること。 (2)三世代家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。 (3)三世代家庭の全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (4)県外及び市外からの転入の場合、転入日から起算して、過去1年内に砺波市に居住した実態がないこと。 (5)補助金の交付決定後、3年以上三世代同居・近居を継続すること。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2775p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2775p/</a>	砺波市移住・定住引越し支援事業補助金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
市民生活課	砺波市移住支援金	砺波市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、東京圏から砺波市に移住し、中小企業に新規就業した方又は起業した方に移住支援金を支給するもの。 (東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地を除く）)	2人以上の世帯：100万円／世帯、18未満（配偶者以外）の者がいる場合は、1人につき30万円加算 単身世帯：60万円／世帯	(1)次のいずれかの期間、もしくは合算した期間が通算5年以上であること。 ①直近10年間のうち、東京23区内に居住していた期間 ②直近10年間のうち、東京圏に居住し、かつ、東京23区内に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していた期間 ③①及び②の場合において、東京圏の条件不利地以外の地域に在住しつつ、東京都区部への大学等へ通学し、かつ、東京都区部の企業等へ就職した者については、この通学期間も本事業の対象期間に算入することができる。 (2)転入直前の1年間連続して東京23区内に居住又は東京圏に居住し、かつ、東京23区内に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。 (3)平成31年4月1日以降に砺波市に転入したこと。 (4)申請時において、転入後1年以内であること。 (5)申請日から5年以上継続して砺波市に居住する意思を有していること。 (6)「とやまJターンガイド」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規に雇用されたこと又は富山県の「移住者創業チャレンジ応援事業」の交付決定を受けていること。 (7)テレワークに関して次に掲げる全ての要件に該当すること。 ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 (8)就業先の代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている者が、申請者にとって3親等以内の親族でないこと。 (9)申請時において就業先に在職していること。 (10)申請日から5年以上継続して就業先に勤務する意思を有していること。  2人以上の世帯での申請の場合は、全ての世帯員が次の要件を満たしていること。 (11)転入直前に同一世帯に属していましたこと。 (12)申請時に同一世帯に属していること。 (13)平成31年4月1日以降に転入したこと。 (14)申請時において、転入後1年以内であること。 (15)申請日から5年以上継続して砺波市に居住する意思を有していること。	無	<a href="https://www.tonami-life.net/archives/4348">https://www.tonami-life.net/archives/4348</a>	砺波市移住支援金交付要綱
市民生活課	定住促進空き家利活用補助金（三世代同居推進事業）	「砺波市空き家情報バンク」に登録されている家屋を利活用する者に対し、改修等経費及び家賃の一部を助成するもの。 (目的：定住人口の増加及び地域活性化に結びつく市内の空き家の活用を促進)	●空き家を購入する場合 (1)空き家を購入し改修する場合 改修等経費の1/2（限度額50万円） (2)空き家を購入し三世代同居・近居するために改修する場合 ・三世代同居 改修等経費の3/4（限度額200万円） ・三世代近居 改修等経費の3/4（限度額100万円）  ●空き家を賃借する場合 ・家賃月額の1/2（限度額1万円）、交付期間は3年間  ●空き家を提供する場合 ・空き家を賃貸（提供）するために改修する場合 改修等経費の1/2（限度額20万円）	空き家情報バンクを利用して購入した住宅を改修する者で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2)当該住宅に住民登録し、10年以上居住する意思がある。 (3)三世代の場合は、同居・近居すること。 (4)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (5)市税等の滞納がない。  空き家情報バンクを利用して賃貸する者で、次の要件を満たす者 (1)市外に住所を有する者で、宅建業者の仲介により、当該住宅を借り上げ家賃を支払う。 (2)5年以上居住する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)市税等の滞納がない。  空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たすもの (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2)宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)市税等の滞納がない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2470p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2470p/</a>	砺波市定住促進空き家利活用補助金交付要綱

4 住宅等に関するもの（高齢者・障害者・要介護者・療養中の方等に関するものは2を、移住・定住支援に関するものは3を参照）

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
市民生活課	空き家再生等推進事業補助金	法人、団体等が実施する市内の空き家を、交流施設、文化施設、体験施設等の用途に10年以上活用する事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。 (目的：地域の活性化及び居住環境の整備改善)	(1-1) 伝統家屋を改修し、「となみブランド」の消費拡大及び販売促進に資する先導的な事業 ・補助率 補助対象経費の2/3 ・補助限度額 1事業当たり1,000万円 (1-2) 上記以外の補助対象事業 ・補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり350万円 (2) 補助率 補助対象経費の1/2 ・補助限度額 1事業当たり100万円	(1)地域（空き家がある地区自治振興会、自治会、町内会等の単位をいう。）の住民（5人以上）が主体となって構成する法人又は地縁団体 (2)上記以外の法人、団体又は個人 (3)市税等の滞納がないこと。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2394p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2394p/</a>	砺波市空き家再生等推進事業補助金交付要綱
社会福祉課	住宅災害見舞金	市民が火災又は自然災害により甚大な被害を受けたときに福祉厚生の向上に寄与するため、住宅災害見舞金を支給するもの。	(1)全壊（全焼・流出・倒壊）10万円 (2)半壊（半焼）5万円 (3)部分壊（部分焼）2万円 (4)床上浸水 2万円	市の区域内において罹災した住宅で、罹災時において当該住宅に居住していた世帯（罹災時に砺波市住民基本台帳に記載されていたものに限る）の世帯主	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2402p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2402p/</a>	砺波市住宅災害見舞金支給要綱
市民生活課	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、生ごみ処理容器等を購入した場合に購入費用の一部を補助するもの。	購入価格(本体価格)の1/3(100円未満切捨) 上限 (1)簡易生ごみ処理容器 3千円 (2)電気式生ごみ処理機 1万円	(1)市内に住所を有し、その居住する住所において設置する者 (2)市税等の滞納がない者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/34809p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/34809p/</a>	砺波市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱
農地林務課	生け垣設置補助金	花と緑に包まれた美しいまちづくり及び美しい景観の形成を推進するため、住宅、事業所等の所有者（国、地方公共団体等を除く）及び分譲宅地開発業者が生け垣の新設を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	生け垣植栽に要する樹木及び資材の購入費とし、補助金の額は、樹木等購入費に1/2を乗じて得た額とし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額  補助金の最高限度額は、次のとおり。 (1)10m以上50m未満の生け垣…5万円 (2)50m以上100m未満の生け垣…10万円 (3)100m以上150m未満の生け垣…15万円 (4)150m以上200m未満の生け垣…20万円 (5)200m以上の生け垣…30万円	(1)市内に敷地を所有し、若しくは使用者又は市内において分譲宅地の開発行為を実施しようとする開発業者で、生け垣を設置し3箇月以内の次に掲げる敷地を有する者 ただし、1敷地につき、1回限りとし、分譲宅地開発敷地で分譲後の所有者が追加して設置する場合は、1回に限り対象とする。 (2)市税等の滞納がない者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2286p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2286p/</a>	砺波市生け垣設置補助金交付要綱
農地林務課	保存樹等の指定交付金	良好な景観を維持し、学術的に重要な樹木及び樹林を保存するため、保存樹及び保存樹林として指定を受けようとする者に対し指定交付金を交付するもの。	保存樹 5,000円  保存樹林 100～1,000m <sup>2</sup> 10,000円 1,000～2,000m <sup>2</sup> 20,000円 2,000m <sup>2</sup> 以上 30,000円  屋敷林 10,000円  生け垣（延長30m以上） 10,000円	保存樹の指定を受けた者。	無		砺波市保存樹等の指定に関する要綱
農地林務課	保存樹等保全事業補助金	交付対象地域内の保存樹等の枝打ち及び間伐に要する費用に対し補助金を交付するもの。	当該費用の1/2 ただし、1件あたり10万円を限度とし、同一保存樹等の補助は4年に1回を超えないものとする。	(1)保存樹等の所有者であること (2)交付対象地域であること ※市ホームページ参照 (3)市税等の滞納がない者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/info/43489p/">https://www.city-tonami.lg.jp/info/43489p/</a>	砺波市保存樹等保全事業補助金交付要綱
都市整備課	三世代同居・近居住宅支援事業（三世代同居・近居推進事業）	三世代同居・近居住宅の新增改築工事費の一部を補助するもの。	【新築】 三世代同居 対象工事の1/10 上限107.3(となみ)万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限50万円  【増改築】 三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円  ※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること  ※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上続けること	・住宅の新築工事（建売住宅又は中古住宅の購入を含む） ・既存住宅の増改築工事（リノーブル含む）  どちらかの工事で(1)～(9)の条件を満たすもの (1)工事完了後、三世代同居・近居である (2)三世代家庭のいずれかが所有する住宅 (3)令和3年1月1日以降に契約着工したもの (4)対象工事が50万円（税込）以上の工事 (5)三世代家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない (6)三世代家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く (7)定住促進空き家利活用補助金の交付を受た者を除く (8)木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く (9)住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/info/35418p/">https://www.city-tonami.lg.jp/info/35418p/</a>	砺波市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
都市整備課	木造住宅耐震改修支援事業費補助金	地震発生時における木造住宅の倒壊などの災害を防止するため、県と連携して木造住宅の耐震技術基準に適合した「耐震改修（部分改修も含む）」に要する工事費の一部を補助するもの。  【対象となる住宅】 (1)木造の1戸建で、階数が2階以下のもの (2)建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの (3)在来軸組工法によるもの (4)違法建築物でないもの	対象耐震改修工事費の8割の額(補助限度額100万円) ※建物全体を耐震改修した場合に限り、所得税額の特別控除と固定資産税額の減額措置あり。	市内に住所を有し、市税等の滞納が無いこと。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/info/61096p/">https://www.city-tonami.lg.jp/info/61096p/</a>	砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱
都市整備課	危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金	地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、県と連携して危険ブロック塀等の撤去及び設置に要する工事費の一部を補助するもの。	(1)撤去に要する費用の2/3 上限10万円 (2)設置に要する費用の2/3 上限 5万円  ※設置工事の補助は、撤去後に設置する場合に限り対象となります。	・市内に危険ブロック塀等を所有する個人（他の助成又は補償を受けている場合を除きます） ・市税等の滞納が無いこと。  【補強コンクリートブロック造の塀のチェック項目】 ※1項目でも不適合の場合は対象となります。 (1)高さ ・2.2m以下 (2)厚さ ・高さ2m以下の場合 10cm以上 ・高さ2m超2.2m以下の場合 15cm以上 (3)控え壁 ・高さ1.2m超の場合 長さ3.4m以下ごとに、高さの1.5以上突出した控え壁あり (4)基礎の有無 ・コンクリート造の基礎あり (5)基礎の根入れ深さ ・高さ1.2m超の場合 30cm以上 (6)劣化状況 ・著しい傾きやひび割れがない (7)鉄筋の有無 ・内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている (8)鉄筋の定着 ・縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/58476p/">https://www.city-tonami.lg.jp/58476p/</a>	砺波市危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付要綱
上下水道課	浄化槽設置整備事業補助金	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域を含む）において合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、補助金を交付するもの。	5人槽 40万円 6人槽及び7人槽まで 50万円 8人槽から10人槽まで 66万円 11人槽から20人槽まで 100万2千円 21人槽から30人槽まで 154万5千円 31人槽から50人槽まで 212万9千円	(1)下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域を含む）であること。 (2)市税等を滞納していないこと。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/1952p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/1952p/</a>	砺波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
上下水道課	浄化槽維持管理事業補助金	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域を含む）において合併処理浄化槽を適正に維持管理した者に対して、補助金を交付するもの。	5人槽 2万円 6人槽及び7人槽まで 2万4千円 8人槽から10人槽まで 3万1千円	(1)下水道整備計画区域外（下水道整備計画区域で整備に相当の期間を要する区域を含む）であること。 (2)市税等を滞納していないこと。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2756p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2756p/</a>	砺波市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱
上下水道課	水洗便所等改造資金利子補給金	下水道法に基づく処理区域内における、くみ取り便所から水洗便所への改造工事及びこれに伴う排水設備工事等において、排水設備を設置する者が市長の指定する特定金融機関から改造資金を借り入れた場合に、その改造者に対して利子補給金を交付するもの。	(1)利子補給金の額は、改造者が特定金融機関に支払った利子額（延滞利子額は除く。）に相当する額とし、3年間で10万円を限度とする。 (2)利子補給の対象となる借入資金の限度額は100万円とする。 (3)利子補給の期間は、3年間を限度とする。	(1)特定金融機関から改造資金の貸し付けを受けていること。 (2)市税等を滞納していないこと。 (3)本市の処理区域内における家屋の所有者又は家屋の使用者であって改造について所有者の同意を得ているものであること。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2511p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2511p/</a>	砺波市水洗便所等改造資金利子補給金交付要綱

## 5 地域住民組織等に関するもの

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
企画政策課	コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成）	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業を助成するもの。 採択団体は、自治総合センターが決定する。	助成金：100万円～250万円 整備事例：エアコン、音響設備、会議用机、椅子、祭礼用太鼓、プロジェクター等のコミュニティ活動備品等の整備など	市が認めるコミュニティ組織。 コミュニティ組織とは、市がコミュニティ活動を行っていると認める自治会、町内会等の地域に密着した団体です。地域に密着した団体であっても、専ら趣味や芸術等に限定した活動団体は除かれます。	無		コミュニティ助成事業実施要綱（一般社団法人自治総合センター）
企画政策課	富山県まちづくり総合支援事業補助金	市町村や、まちづくりに取り組む自治会、地域団体、NPO法人、まちづくり会社、その他知事が認める団体が実施する、自主性、主体性を発揮して、まちづくりの総合的な整備を図るために先導的な事業を支援するため、補助金を交付するもの。	助成金：500万円～2,000万円 整備事例：砺波チューリップ公園 遊具整備工事、剪定枝リサイクル処理業務など	市町村や、まちづくりに取り組む自治会、地域団体、NPO法人、まちづくり会社、その他知事が認める団体	無		富山県まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱
企画政策課	地域活性化センター助成事業	(1)移住・定住・交流推進支援事業 市等が実施する、移住・定住・交流を推進する事業  (2)地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 「地方創生」に向けて、市又は地域団体等が自主的・主体的に実施する、自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業  (3)地方創生アドバイザー事業 適切な助言を行う各分野の専門家等を招いて市等が実施する、自主的、主体的、継続的な地域づくり事業	(1)助成の対象となる経費の100%以内（上限200万円）  (2)助成の対象となる経費の100%以内（助成金の上限は以下のとおり） ア 地方創生人材育成伴走型支援事業 150万円 イ 地域経済循環分析事業200万円 ウ 一般事業150万円  (3)1件につき上限20万円	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	無	<a href="https://www.icrd.jp/support/subsidy/emigration/">https://www.icrd.jp/support/subsidy/emigration/</a>  <a href="https://www.icrd.jp/support/subsidy/support/">https://www.icrd.jp/support/subsidy/support/</a>  <a href="https://www.icrd.jp/support/subsidy/chihousousei/">https://www.icrd.jp/support/subsidy/chihousousei/</a>	(1)移住・定住・交流推進支援事業実施要綱  (2)地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱  (3)地方創生アドバイザー事業実施要綱
企画政策課	過疎地域持続的発展支援交付金事業	過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業を行う過疎地域持続的発展支援事業過疎地域の集落再編を図るために過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るために施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び実施要綱に基づく過疎地域等集落ネットワーク構成支援事業（について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する	1,500万円定額補助	集落ネットワーク圈を支える中心的な組織（地域運営組織等）	無		過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱
企画政策課	まちづくり協働事業補助金	市民と行政による活力あるまちづくりの推進を図ることを目的とし、地域の課題や目標達成のために、市民と市が協働して行う事業に対し助成するもの。 実施事業は、公募したのち審査会での審査を経て決定する。	30万円を限度に交付（ただし、同一団体が同一事業で翌年度以後も補助金の交付を受けるときは、2回を限度とし、2回目からは15万円を限度に交付）	原則として、市内で社会貢献的活動を行う、ボランティア団体、NPO法人、自治会・町内会、地域産業組織、企業等で5人以上で構成する団体	無		砺波市まちづくり協働事業実施要綱
市民生活課	環境にやさしい防犯灯LED化推進事業補助金	地球温暖化の防止に向けた省エネルギーを推進するとともに、地球環境保全意識の醸成と維持管理費の軽減を図るために、自治会等が所有する防犯灯のLED化等に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	照明器具一式費用、取替費用、撤去費用の1/2（100円未満切捨） (1)1灯につき上限1万円 (2)撤去費用は1灯につき上限2千円	LED防犯灯を設置する自治会等で次のいずれかに該当する者 (1)既設非LED防犯灯について廃止するとともに、当該廃止場所とは異なる場所に新たにLED防犯灯を設置する者 (2)既設非LED防犯灯をLED防犯灯に更新する者 (3)既設非LED防犯灯を廃止する者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2244p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2244p/</a>	砺波市環境にやさしい防犯灯LED化推進事業補助金交付要綱
市民生活課	ごみ集積ステーション衛生設備改善補助金	ごみ収集の合理化と市民生活の環境整備を図るために、ごみ集積ステーションの設備改善を行う経費に対し、補助金を交付するもの。	ごみ集積ステーションの設備改善経費の30%以内。 限度額 15万円	地区自治振興会、自治会又は町内会	無		砺波市ごみ集積ステーション衛生設備改善補助金交付要綱
市民生活課	有価物集団回収奨励金	ごみの減量化と資源の有効利用及び清掃思想の普及向上を図ることを目的とする有価物集団回収事業を実施する団体に対して奨励金を交付するもの。	売却した有価物の重量1キログラムにつき、次に掲げる額を乗じた額 (1)集団回収実施売却回数 年3回未満 1円 (2)集団回収実施売却回数 年3回以上 2円	(1)公益的な目的を達成するために組織された市内の公共的団体であること。 (2)有価物の集団回収を年2回以上行い、その都度回収業者に売却しているものであること。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2055p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2055p/</a>	砺波市有価物集団回収奨励金交付要綱
農地林務課	散居景観保全事業補助金	散居景観を保全するため、屋敷林の枝打ちや育成等に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	(1)屋敷林の維持・管理(枝打ち、間伐等に要する費用) 事業費の1/2（交付上限額20万円/戸当たり） (2)屋敷林の育成（苗木の植樹、育成方法に関する研修会等に要する費用） 事業費の1/2（交付上限額15万円/年・地区あたり） (3)散居景観の保全・創造（散居に関する学習会、都市住民との交流会等に要する費用） 事業費の1/2（交付上限額15万円/年・地区あたり）	次の内容による「地域づくり協定」を結んだ地区は支援を受けることができます。 (1)地区内に屋敷林があること。 (2)散居景観の保全、育成及び維持管理について定めがあること。 (3)自治会、常会などまとまりのある地区を単位として、2/3以上の戸数または20戸以上の参加があること。 (4)協定の有効期限が5年以上であること。 ※一部支援の対象とならない地域があります。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/info/45902p/">https://www.city-tonami.lg.jp/info/45902p/</a>	砺波市散居景観保全事業補助金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
農地林務課	農地・農業用施設小規模災害復旧支援金	豪雨、暴風、洪水、地震その他の異状な天然現象により生じた災害により農地及び農業用施設等が被災したが、又は富山県の災害復旧事業に該当しないもの（復旧事業費が40万円未満）について、迅速な復旧及び被災者の負担を軽減する目的で支援金を交付するもの。	支援概要 (1) 復旧事業費が7万円以上15万円未満 1箇所につき5万円 (2) 復旧事業費が15万円以上40万円未満 1箇所につき10万円	個人又は共助により復旧したものを作成	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/62359p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/62359p/</a>	砺波市農地・農業用施設小規模災害復旧支援金交付要綱
土木課	地域除排雪施設等整備事業補助金	地域の除排雪活動等を強化促進する目的をもって地域住民組織が行う事業に対し、補助金を交付するもの。	(1)地区除雪機械格納庫整備事業 当該事業費の2/3以内(補助限度額400万円) (2)除排雪機械整備事業 当該事業費の1/2以内(補助限度額600万円(歩道除雪機械を整備する場合は250万円)) (3)消雪装置整備事業 当該事業費の1/4以内(補助限度額300万円) (4)流雪溝整備事業 当該事業費の1/4以内(補助限度額300万円) (5)共同駐車場整備事業 当該事業費の1/4以内(補助限度額100万円) (6)除雪オペレーター育成事業 当該事業費の1/2以内	「地域住民組織」地区自治振興会及び町内会等	無		砺波市地域除排雪施設等整備事業補助金交付要綱
土木課	道水路等維持修繕事業原材料費等助成	地域住民において市が管理する道水路等の維持修繕を実施する場合の原材料費、建設機械等の借上料及び損害保険料を交付するもの。	事業に要した経費に対し、30万円を限度に交付 ただし、建設機械等の借り上げ及び損害保険にかかる費用の合計額は、原材料費の購入額の1/2の額を上限とする	市内に住所を有する者で組織する団体	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2138p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2138p/</a>	砺波市道水路等維持修繕事業原材料費等交付要綱
都市整備課	景観まちづくり事業費補助金（散居景観モデル事業）	良好な景観を保全し、又は創出するため、砺波市景観まちづくり条例に基づき、景観まちづくりを推進するための事業を行う景観まちづくり組織、景観まちづくりに関する協定を認定した団体等が行う景観まちづくり事業に対し、補助金を交付するもの。	(1)散居景観モデル地域の指定に向けた活動 補助対象経費の10/10（ただし、5万円を補助の限度額とし、1地域につき1回の補助を限度とする） (2)協定の運営 補助対象経費の10/10（ただし、年間10万円を補助の限度額とする） (3)樹木の管理等 補助対象経費の10/10（ただし、1万円に協定を締結している住居の戸数を乗じて得た額を年間の補助の限度額とする） (4)景観重要建造物の管理等 家屋（母屋）の固定資産税額に相当する額 (5)景観重要建造物の外観改修 補助対象経費の1/2（ただし、100万円を補助の限度額とする） (6)周辺景観との調和を目的とした建物の外観改修 補助対象経費の1/2（ただし、50万円を補助の限度額とする）	(1)=自治会組織等 (2)～(4)=散居景観モデル地域の指定を受けた自治会組織等 (5)～(6)=当該改修を行う建物の所有者等（散居景観モデル地域指定を受けた組織で協定の締結をしている者に限る。）ただし、補助事業者に市税等の滞納がある場合は、補助金の交付をしないものとする。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/35102p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/35102p/</a>	砺波市景観まちづくり事業費補助金交付要綱
こども課	児童遊具整備等補助金	市内の町内会、自治会等が行う児童遊園地、児童遊戯施設等の遊具の設備整備及び修繕に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	補助金の額は、設備整備及び修繕に要する経費の1/2以内の額とする。 (ただし、1品目につき6万3千円を限度とする。)	補助対象とする児童遊具は、ブランコ、滑り台その他市長が認める遊具とし、毎年度2品目を限度とする。 (市内の町内会、自治会等が対象)	無		砺波市児童遊具整備等補助金交付要綱
こども課	子ども食堂事業費補助金	子ども食堂事業を実施する団体に対し、事業の立ち上げ及び初期の運営に要する経費に対し補助金を交付するもの。	補助対象経費の支出額から寄付金、その他収入額を控除した額と補助基準額（1カ所あたり20万円）と比較した少ない方の額とする。	(1)町内会等の地域住民団体 (2)ボランティア活動またはNPO活動を行う組織または団体 (3)その他市長が適当と認める団体	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/2771p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/2771p/</a>	砺波市子ども食堂事業費補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	三世代交流ふれあい事業補助金（三世代同居推進事業）	昔ながらの遊びや郷土料理等の伝承、スポーツやレクリエーション等を通して三世代交流を推進することを目的に、市内の自治会（常会又は町内会）その他の各種団体が実施する事業に要する経費に補助金を交付するもの。	補助率 10／10 補助限度額 2万円 (ただし、食糧費については、補助対象外とする。)	市内の自治会（常会又は町内会）や婦人会、児童クラブ、老人クラブなどの市民で組織し活動している団体	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/4230p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/4230p/</a>	砺波市三世代交流ふれあい事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	地区公民館分館及び社会教育活動施設建設補助金	市民の地域活動の拠点となる砺波市地区公民館分館及び社会教育活動施設の建設に対して補助金を交付するもの。	(1)地区公民館分館を新築又は全部を改築する場合 150万円を限度 (2)地区公民館分館を増築、一部を改築又は改修する場合(地区公民館分館を新築又は全部を改築したときから10年が経過していない場合及び増築、一部を改築又は改修に要した工事費が100万円に満たないものを除く) 工事費の10%以内の額100万円を限度 (3)社会教育関係団体が社会教育活動施設を新築又は全部を改築する場合 工事費の全部。ただし、80万円を限度	(1)「地区公民館分館」 単一の町内会若しくは自治会又は複数の町内会等 (2)「社会教育活動施設」 社会教育法第42条の規定に基づき、かつ、法第20条に規定する事業を主な目的とする施設	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2535p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2535p/</a>	砺波市地区公民館分館及び社会教育活動施設建設補助金交付要綱

## 6 事業者等に関するもの

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
市民生活課	公害防止施設整備資金利子補給金	中小企業者が公害防止施設を整備するため、県融資要綱の規定により金融機関から融資を受けた資金について、利子を補給するもの。	利子補給率 年2%以内 40万円を上限とする。	市内に工場または事業所を有する中小企業者	無		砺波市公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱
商工観光課	空き店舗再生みんなでチャレンジ事業補助金	砺波の顔となる中心市街地の空き店舗や、空き家情報バンクに登録されている物件を改修して店舗として使用する事業者に補助金を交付するもの。	(1)空き店舗を活用し、改修整備を行うために必要な建築工事請負費(土地の買収、整地、外構整備及び耐震改修に要する費用を除く)、建築設計監理委託費及び備品購入費(減価償却資産に該当するもの)の1/2(上限額200万円) (2)砺波市創業者支援資金を借り入れた場合の利子の1/2	(1)中心市街地の空き店舗を改修して店舗として使用する事業者で、原則として週6日以上営業し、かつ、日中に営業する者 また、空き家情報バンク登録物件を店舗として使用する場合も対象となる。 (2)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2386p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2386p/</a>	砺波市空き店舗再生みんなでチャレンジ事業補助金交付要綱
商工観光課	雇用安定化助成金	非正規労働者等の正規社員化に取り組む企業を支援するもの。	事業主が正規に雇用した対象労働者1人当たり20万円の補助とする。	(1)砺波市内に住所を有し、かつ、人員整理に伴う解雇により離職した日から6月以内の者等を正規に雇用し、6月を経過し、なお雇用を継続している事業主 (2)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2351p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2351p/</a>	砺波市雇用安定化助成金交付要綱
商工観光課	市内企業等出展助成事業補助金	新事業の創出及び事業者間の相互交流を図るための展示会、商談会等への出展を支援し、販路拡大につなげるもの。	出展小間料の1/3の額とし、5万円を限度として補助する。補助金の交付は1年度につき1回限りとする。	砺波市内に住所又は主たる事業所(事務所、工場、その他これに類するものをいう。)を有する事業者で、市外で開催される展示会、商談会等に出展する者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2103p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2103p/</a>	砺波市市内企業等出展助成事業補助金交付要綱
商工観光課	障害者雇用奨励金	障害者を継続雇用する事業主を支援するもの。	対象障害者1人当たり6万円の補助とする。	障害者で砺波市内に住所を有するものを常用労働者として助成金支給期間満了後も引き続き1年間雇用し、以後も継続して雇用されると見込まれる事業主	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2354p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2354p/</a>	砺波市障害者雇用奨励金交付要綱
商工観光課	創業者支援資金保証料助成金	創業者支援資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	保証料全額	(1)同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一業種の事業を市内で営むため資金を必要とする者(創業1年以内) (2)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/</a>	砺波市中小企業融資等制度要綱
商工観光課	地域資源活用事業・農商工連携事業補助金	砺波市の地域資源を活用して新商品の開発や普及・販路拡大を図ることのほか、中小事業者が農業者と連携して新商品や新サービスを生み出すための広告宣伝費、委託費、原材料費等を補助するもの。	広告宣伝費、委託費(デザイン料、設計費、外注加工費、コンサルタント経費等)、原材料費等から消費税を控除した額の1/2を補助する。 なお、20万円を上限とし、1個人又は1事業者、1団体につき年度を通じて1回までとする。	砺波市内に住所又は主たる事業所を有する個人及び事業者で、地域資源活用事業(本市の地域資源を活用して新商品の開発や普及・販路拡大を図るもの)又は農商工連携事業(農業者と連携して新商品や新サービスを生み出すもの)に取り組む者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/34852p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/34852p/</a>	砺波市地域資源活用事業・農商工連携事業補助金交付基準
商工観光課	中小企業振興資金保証料助成金	中小企業振興資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	保証料全額(保証協会から返戻金がある場合は差し引く)	(1)市内に住所又は事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続している中小企業者 (2)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/</a>	砺波市中小企業融資等制度要綱
商工観光課	中小企業振興資金(設備投資分)利子補給	中小企業振興資金の設備資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた利子の1/2を補給するもの。	利子の1/2以内(最初の24か月分)	(1)市内に住所又は事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続している中小企業者 (2)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/</a>	砺波市中小企業振興資金融資利子補給金交付要綱
商工観光課	中小企業退職金共済制度掛金助成	新しく制度に加入する事業主に対して掛け金の一部を助成するもの。	加入人数×加入月×400円(もしくは掛け金の20%の少ない方)(24か月分)	(1)条件を満たす中小企業事業者 (2)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/46767p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/46767p/</a>	砺波市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱
商工観光課	富山県中小商工業小口事業資金保証料助成金	小口事業資金(一般小口枠・零細小口枠)を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	保証料全額(保証協会から返戻金がある場合は差し引く)	(1)市内で1年以上同一の事業を営んでいる小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)) (2)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/</a>	砺波市中小企業融資等制度要綱
商工観光課	富山県中小企業制度融資緊急経営改善資金(小口枠)	小口事業資金の借換資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	保証料全額(保証協会から返戻金がある場合は差し引く)	(1)最近3か月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者 (2)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/</a>	砺波市中小企業融資等制度要綱
商工観光課	マル経融資(経営改善貸付)資金利子補給	マル経融資(経営改善貸付)資金を日本政策金融公庫を通じて利用した者に対して、その時に生じた利子の1/2を補給するもの。	利子の1/2以内(最初の24か月分)	(1)商工会議所、商工会等の経営指導を受けている者及び推薦を受けた者 (2)従業員は20人以下(商業・サービス業は5人以下) (3)市税等を滞納していない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2081p/</a>	砺波市小規模事業者経営改善資金融資利子補給金交付要綱
商工観光課	砺波市サテライトオフィス等家賃補助金	市外の事業者または市外に住所を有する方が、砺波市内にサテライトオフィスを新たに構える際に賃借料の一部を補助するもの。	上限5万円/月(補助対象経費に1/2を乗じた額)	(1)設置するサテライトオフィス等で行う事業が、指定業種のいずれかに該当すること (2)設置するサテライトオフィス等内に常時勤務者が1人以上いること (3)市税等を滞納していないなど	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/61529p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/61529p/</a>	砺波市サテライトオフィス等家賃補助金交付要綱
商工観光課	砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金	人材確保を目的として、市内の事業者がその魅力を幅広く周知するためにウェブ上で公開する動画の制作を補助するもの。	補助対象経費の1/2以内(上限5万円)	(1)会社:市内に本店登記を有し、かつ市内に主たる事業所又は営業所を有するもの (2)個人:市内に住所を有し、かつ市内に主たる事業所又は営業所を有するもの (3)市税等を滞納していない	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/60963p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/60963p/</a>	砺波市企業等魅力発信動画制作費補助金交付要綱

## 7 農業者等に関するもの

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
農業振興課	園芸作物等産地収益力強化事業	地域特性を活かした園芸作物の産地拡大・収益力向上に向け、水田園芸拡大品目等の単収向上や作付拡大の取組を支援するもの。	品目①：水田園芸拡大品目（たまねぎ、にんじん、キャベツ、さといも） 品目②：砺波市の園芸産地プラン品目 品目③：チューリップ球根  品目①③：技術導入の取組面積 品目②：技術導入の取組面積かつ前年からの作付拡大面積  品目①②： 10,000円以内/10a 品目③： 8,000円以内/10a	農業者・営農組織	無		とやま型水田フル活用促進事業費補助金交付要綱
農業振興課	環境保全型農業直接支払交付金	(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組みと合わせて実施する緑肥の作付もしくは堆肥施用等の取組み (2) 有機農業（国際水準に合致する化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組み (3) 冬期湛水（土壤の発酵や雑草の繁茂を抑制するため、冬期間に湛水する）の取組み	有機農業 緑肥の作付 堆肥の施用 冬期湛水 リピングマルチ 草生栽培 不耕起播種 長期中干し 秋耕 12,000円以内/10a 6,000円以内/10a 4,400円以内/10a 4,000円以内/10a 5,400円以内/10a 5,000円以内/10a 3,000円以内/10a 800円以内/10a 800円以内/10a	農業者が組織する団体であって、生産局長が別に定める一定の要件を満たす農業者等	無		環境保全型農業直接支払交付金実施要綱
農業振興課	地域集積協力金	地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、扱い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して交付するもの。	機構の活用率に応じる（一般地域の場合） ・ 40%超50%以下…13,000円以内/10a ・ 50%超70%以下…16,000円以内/10a ・ 70%超80%以下…22,000円以内/10a ・ 80%超…28,000円以内/10a	「地域」内の農地の一定割合以上を新たに農地中間管理機構に貸し付けた地域	無		農地集積・集約化等対策事業実施要綱
農業振興課	集約化奨励金	地域内の農地について、機構からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に対して交付するもの。	区分1…地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加 10,000円以内/10a 区分2…地域の団地面積の割合が20ポイント以上増加、もしくは、地域の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加 30,000円以内/10a	「地域」内の農地の一定割合以上を新たに農地中間管理機構に貸し付けた地域	無		農地集積・集約化等対策事業実施要綱
農業振興課	中山間地域等条件不利農地集積支援事業	条件不利農地を借り入れる扱い手が農地の作業効率を向上させるための経費の一部を助成するもの。	畔倒し、畦補修、搬入路等の補修等 100,000円以内/10a (県1/2 市1/4)	未整備農地等の条件不利農地を農地中間管理機構から新たに借り入れた扱い手	無		砺波市農林業振興事業補助金交付要綱
農業振興課	狩猟免許取得支援事業	有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を育成するもの。	狩猟免許の取得及び銃砲所持許可証の取得等に要した経費（試験に合格し、その免許を受けた場合に限る） 銃 50千円以内（補助率1/2） わな 20千円以内（補助率1/2）	(1) 原則市内に住所を有するもので、新たに狩猟免許を取得した者 (2) 市獵友会に加入し、かつ市鳥獣被害対策実施隊として業務を遂行することができる者	無		砺波市狩猟免許等取得者確保対策補助金交付要綱
農業振興課	チューリップ球根・切花新規生産振興事業	市内においてチューリップ球根・切花の新たな生産者を育成するもの。	①新規生産者への支援 新規生産支援事業（1年目） 45万円以内 5a以上作付 生産拡大支援事業（2年目） 35万円以内 10a以上作付 定着化支援事業（3年目） 35万円以内 15a以上作付 ②栽培技術の習得等への支援 研修支援事業 10万円（補助率1/2） ③指導の匠による栽培技術指導活動支援 指導活動支援事業 5万円／年（定額）	(1) チューリップ球根又は切花栽培に取組む営農組織若しくは農業者又は球根栽培農家の後継者として新規に取組む者 (2) 新規生産組織等に栽培技術指導ができるチューリップ球根等生産者	無		チューリップ球根・切花新規生産振興事業
農業振興課	チューリップ球根生産土壌改良事業	有機質肥料の施肥及び土壌改良資材の散布により、土壌改良を行いウイルス対策を行うもの。	対象経費（有機質肥料施肥7,000円/10a、緑肥栽培2,400円/10a、資材散布〔珪酸石灰・シリカロマン〕4,000円/10a、資材散布〔発酵鶏糞〕2,400円/10a）の1/3以内	チューリップ球根栽培農家	無		砺波市農林業振興事業補助金交付要綱
農業振興課	チューリップ球根生産圃場確保支援事業	球根の生産振興と生産圃場の確保を支援するもの。	栽培面積あたり8,000円以内/10a	チューリップ球根栽培農家	無		砺波市農林業振興事業補助金交付要綱
農業振興課	チューリップ球根ネット栽培普及支援事業	チューリップ球根のネット栽培に取り組む農業者を支援するもの。	県のチューリップスマート団地モデル支援事業に該当しないネット栽培圃場（モデル地区外）であること。 栽培面積あたり 22千円/10a	チューリップ球根栽培農家	無		砺波市農林業振興事業補助金交付要綱
農業振興課	美しい農村景観整備事業	美しい景観など農業・農村が有する多面的機能の發揮の促進を目指し、耕作放棄地の復元・保全管理等の取組みを支援するもの。	耕作放棄地の復元・保全管理 70,000円以内/10a (県1/4 市1/4)	所有者、集落等	無		美しい農村景観整備事業補助金交付要綱
農地林務課	(国) 農地耕作条件改善事業	きめ細かな基盤整備による農業の体質強化を図るもの。	暗渠排水 工事費の1/2相当額 区画拡大 工事費の1/2相当額	(1) 地域の中心となる経営体（扱い手） (2) 市税等の滞納がない者	無		農地耕作条件改善事業実施要綱

## 8 その他

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関する公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
企画政策課	砺波市婚活支援事業補助金	少子化の要因となっている晩婚化、未婚化に対する取組みとして、独身男女の出会いの場の積極的な創出を図る事業を実施する団体等に対して補助金を交付するもの。	・事業に要する経費のうち、補助対象経費から参加費以外の収入額を控除した額の2分の1(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は10万円のいずれか低い金額とする。 ・補助金は、補助対象者につき、同一年度において1回限りとし、予算の範囲内において交付する。  【対象経費】 報償費（講師謝礼等）、消耗品費（事業の実施に必要な消耗品（景品、記念品等を除く。））、燃料費（ガソリン、灯油等）、印刷製本費（チラシ、ポスター、資料の印刷費、コピー代等）、通信費（郵便料、電話料等）、広告料（新聞、テレビ、ラジオの広告宣伝料等）、保険料（損害保険料等）、使用料及び賃借料（会場使用料、機械・車両賃借料、設備賃借料等）、原材料費（事業の実施に必要な原材料）、その他市長が必要と認める経費	地域コミュニティ団体、市内に事務所を有する企業、特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるもので次の要件を満たすもの。 (1) 20歳以上の独身男女を対象とすること。 (2) 参加者総数は10人以上とし、参加者の5人以上又は3分の1以上のいざれか多い人数が市内在住者又は在勤者であること。 (3) 参加予定者の男女の比率が同程度であること。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。 (4) 参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）の実費徴収程度であること。 (5) 公序良俗に反する内容又は社会通念上相当でないと認められる内容を含まないこと。 (6) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売、販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。 (7) 原則として、市内の施設等を会場とすること。 (8) 実施に際し、事故防止に万全を期すること。 (9) 事業期間が単年度内であること。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/info/6014p/">https://www.city-tonami.lg.jp/info/6014p/</a>	砺波市婚活支援事業補助金交付要綱
高齢介護課	介護職員初任者研修費助成金	慢性的に人材が不足している介護保険サービス事業所における人材確保を図るため、介護職員初任者研修の資格を取得するために要する費用の一部を助成するもの。	介護保険法に規定する介護職員養成研修で、富山県知事が指定する事業者の行う介護職員初任者研修に係る受講料に相当する額の1/2とし、2万5千円を限度とする。	(1) 対象研修を終了した時点で市内の指定事業所に既に就労している者であって、その期間が3月以上経過し、助成金の交付申請時において引き続き就労している者 (2) 対象研修を終了した日の翌日から起算して1年以内に市内の指定事業所に就労した者であって、その期間が3月以上経過し、助成金の交付申請時において引き続き就労している者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/info/4363p/">https://www.city-tonami.lg.jp/info/4363p/</a>	砺波市介護職員初任者研修費助成金交付要綱
市民生活課	スズメバチの巣の駆除費補助金	スズメバチによる危害を未然に防止し、安全で安心な市民生活を確保するため、スズメバチの巣の駆除に要した経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。	ハチ等の駆除を業とする者に委託して実施したスズメバチの巣の駆除に要した経費の1/3(100円未満切捨) 上限 1万円  ただし、巣の所在が不明な場合における調査経費、駆除に伴う建築物や工作物等の損壊・復旧に要する経費は除く。	(1) スズメバチが営巣している土地又は建物（アパート、マンションその他集合住宅を除く）を所有し、管理し又は占有する個人 (2) 駆除責任者の特定又は連絡が困難で、かつ緊急性が高いと市が認める場合で、駆除責任者に代わりその巣を駆除しようとする自治会等	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2361p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2361p/</a>	砺波市スズメバチの巣の駆除費補助金交付要綱
商工観光課	コンベンション開催事業補助金	富山県内で開催され、市内の宿泊施設に宿泊されるコンベンションの主催団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	県外からの参加者1人1泊につき500円 (1) 学会・大会・会議等(限度額50万円) (2) 修学旅行・合宿等(限度額30万円)  ※開催期間中に地域交流活動を行った場合は、参加人数に300円を乗じた額を補助する(上限額5万円、ただし(1), (2)の限度額より上回らないものとする)  ※富山県学会等開催事業費補助金の交付を受ける場合は、県外からの参加者1名1泊につき1,000円とする。	補助金の交付対象となるコンベンションは、次の要件をすべて満たすものとする。 (1) 富山県内で開催されるものであること。ただし、活動の一部において、砺波市内の施設を利用するここと。 (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものであること。 (3) 公序良俗を害するものでないこと。 (4) 参加者のうち、富山県外から参加する者で砺波市内の宿泊施設（富山県砺波青少年自然の家を除く）に宿泊する者の延べ人数が50人以上であること。 (5) 団体の構成員として、国又は地方公共団体以外の者が参加していること。 (6) 開催にあたり砺波市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的補助を受けていないこと。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/1853p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/1853p/</a>	砺波市コンベンション開催事業補助金交付要綱
商工観光課	市民交流支援事業補助金	指定都市との市民交流を通じて、交流人口の拡大を目指すことを目的に、指定都市において開催する次の交流事業で指定都市における宿泊を伴うもの（1つの申請につき指定都市における宿泊数の合計が10泊以上のもの）に補助金を交付するもの。 (1) 観光、物産、特産品等の振興目的で開催される事業 (2) 文化、教育、スポーツ等による交流を目的とした大会、交流会、情報情報交換会 (3) その他市長が認める事業  ●指定都市とは (1) 国内の姉妹都市 (2) フラワー交流都市 (3) 市民交流協定都市 (4) 観光交流都市 (5) その他市長が認める都市	1泊1人当たり1千円とし、1人当たり2千円を限度とする。 申請者が団体の場合にあっては、上記にかかるわらず、1回の事業につき30万円を上限とする。	(1) 市内に住所を有する者若しくは市内の事業所に勤務する個人又は市に事務所を有する団体 (2) 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2277p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2277p/</a>	砺波市市民交流支援事業補助金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
生涯学習・スポーツ課	文化財保存事業補助金	市指定文化財の保存を図るため、保存修理や保存継承に補助金を交付するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建造物 補助率1/2 補助限度額 100万円</li> <li>●美術工芸品・有形民俗文化財・無形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物 補助率1/2 補助限度額 50万円</li> <li>●屋敷林の整備事業 補助率1/2 補助限度額 10万円</li> </ul>	指定文化財の所有者又は管理者	無		砺波市文化財保存事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	郷土芸能伝承指導者養成事業補助金	郷土芸能を普及啓発し、後世に継承するため、郷土芸能の保存団体に補助金を交付するもの。	予算の範囲内	郷土芸能の保存団体	無		砺波市郷土芸能伝承指導者養成事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	スポーツ競技大会出場激励金	スポーツの振興と競技力の向上を目的に、国際大会、全国大会等に出場する選手、監督に激励金を交付するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オリンピック、パラリンピック 国外開催 1人50,000円 国内開催 1人30,000円</li> <li>●ユニバーシアード、世界選手権、アジア競技大会、これに準ずる大会 国外開催 1人30,000円 国内開催 1人20,000円</li> <li>●国際大会として市長が認める大会 国外開催 1人20,000円 国内開催 1人10,000円</li> <li>●国民体育大会、日本選手権大会、全国障碍者スポーツ大会 1人10,000円</li> <li>●文部科学省、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本スポーツ協会加盟競技団体 (公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本高等学校野球連盟が主催する全国大会 1人10,000円</li> <li>●その他市長が認める全国大会(高校生以下のみ対象) 1人5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 砺波市に住所を有する者</li> <li>(2) 職業として当該競技を行っていない者</li> <li>(3) 市税に滞納がない者</li> </ul>	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2491p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2491p/</a>	砺波市スポーツ競技大会出場激励金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	砺波市芸術・文化大会出場激励金交付要綱	芸術・文化の振興を目的に、芸術・文化に係る国際大会又は全国大会に出場する団体又は個人に対し、予算の範囲内において交付する砺波市芸術・文化大会出場激励金を交付するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際大会 国内開催 1人20,000円 国外開催 1人30,000円 団体として参加する場合は別途協議</li> <li>●全国大会 1人10,000円 団体として参加する場合 10人未満 50,000円 10人以上15人未満 70,000円 15人以上 100,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 砺波市に住所を有する者</li> <li>(2) 職業として当該技芸を行っている者</li> <li>(3) 市税に滞納がない者</li> </ul>	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/54452p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/54452p/</a>	砺波市芸術・文化大会出場激励金交付要綱

## 9 三世代同居推進事業に関するもの（1～8の中から再掲）

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
社会福祉課	高齢者ちょっととねぎらい事業（三世代同居推進事業）	三世代同居家庭の満75歳以上の高齢者が節目の年齢を迎えた場合、高齢者の日頃の労をねぎらい心身リフレッシュを図るとともに、家族のふれあいや絆を深める機会を創出することを目的として、市内宿泊施設等で宿泊（日帰り）などに利用できる利用証を交付するもの。	節目の方1人につき1万円（上限）助成 (1)宿泊・飲食料金（各種税含む）が対象 (2)利用額が1万円に満たない場合実費額 (3)市内宿泊施設に限る。 ※砺波市ホテル旅館組合・庄川峡観光協同組合加盟施設対象	次の条件を満たす者 (1)三世代同居をしている者（当該三世代家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。） (2)満75歳以上で5歳毎の節目年齢を迎える者 ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻み ・要介護認定4・5の方は対象外 ・年度内に対象となる方は、誕生日前でも申請・利用できる。 ・市税等の滞納がない世帯	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2529p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2529p/</a>	砺波市高齢者ちょっととねぎらい事業補助金交付要綱
高齢介護課	介護者もちょっとと一息事業（三世代同居推進事業）	三世代同居世帯の65歳以上の要介護者（要介護認定4又は5）に対し、ショートステイの利用料（短期入所生活介護）の自己負担額（食費、滞在費、日常生活費を除く）に相当する額について助成し、家庭内における介護者の心身の疲労軽減、要介護者の在宅生活の継続を促進するもの。	(1)介護保険制度のショートステイの利用料（短期入所生活介護）の自己負担額（食費、滞在費、日常生活費を除く）に相当する額 (2)ショートステイ利用1回につき原則2泊3日以内とし、年間6回まで。	本市に居住し、次の要件を満たす者 (1)三世代同居をしている者（当該三世代家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。） (2)要介護認定4以上で65歳以上の在宅高齢者	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2405p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2405p/</a>	砺波市介護者もちょっとと一息事業助成金交付要綱
市民生活課	砺波市移住・定住引越し支援事業補助金	夫婦及び二世代世帯、Uターンする単身世帯が引越して、新たに三世代同居又は近居する場合に、運送業者に支払う引越し経費を助成するもの。	補助金額（1世帯当たり上限金額） 運送業者に支払いをした引越し経費 同居：1/2 近居：1/4  ・県外からの転入 同居：50,000円 近居：25,000円 ・市外からの転入 同居：20,000円 近居：10,000円 ・市内における転居 同居：10,000円 近居： 5,000円	新たに三世代家庭になるため、引越を行う者で、次の要件をすべて満たすもの。 (既に三世代となっている世帯に、新たな世帯員が加わる場合は対象とならない。) (1)当該三世代家庭の全員が、市内に住所を有すること。 (2)三世代家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。 (3)三世代家庭の全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (4)県外及び市外からの転入の場合、転入日から起算して、過去1年内に砺波市に居住した実態がないこと。 (5)当該補助金の交付決定後、3年以上三世代同居・近居を継続すること。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2775p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2775p/</a>	砺波市移住・定住引越し支援事業補助金交付要綱
市民生活課	定住促進空き家利活用補助金（三世代同居推進事業）	「砺波市空き家情報バンク」に登録されている家屋を利活用する者に対し、改修等経費及び家賃の一部を助成するもの。 (目的：定住人口の増加及び地域活性化に結びつく市内の空き家の活用を促進)	●空き家を購入する場合 (1)空き家を購入し改修する場合 改修等経費の1/2（限度額50万円） (2)空き家を購入し三世代同居・近居するために改修する場合 ・三世代同居 改修等経費の3/4（限度額200万円） ・三世代近居 改修等経費の3/4（限度額100万円）  ●空き家を賃借する場合 ・家賃月額の1/2（限度額1万円）、交付期間は3年間  ●空き家を提供する場合 ・空き家を賃貸（提供）するために改修する場合 改修等経費の1/2（限度額20万円）	空き家情報バンクを利用して購入した住宅を改修する者で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2)当該住宅に住民登録し、10年以上居住する意思がある。 (3)三世代の場合は、同居・近居すること。 (4)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (5)市税等の滞納がない。  空き家情報バンクを利用して賃貸する者で、次の要件を満たす者 (1)市外に住所を有する者で、宅建業者の仲介により、当該住宅を借り上げ家賃を支払う。 (2)5年以上居住する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けっていない。 (4)市税等の滞納がない。  空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2)宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)市税等の滞納がない。	無	<a href="https://www.city-tonami.lg.jp/service/2470p/">https://www.city-tonami.lg.jp/service/2470p/</a>	砺波市定住促進空き家利活用補助金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
都市整備課	三世代同居・近居住宅支援事業（三世代同居・近居推進事業）	三世代同居・近居住宅の新增改築工事費の一部を補助するもの。	<p><b>【新築】</b> 三世代同居 対象工事の1/10 上限107.3(となみ)万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限50万円</p> <p><b>【増改築】</b> 三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円</p> <p>※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること</p> <p>※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上続けること</p>	<p>・住宅の新築工事（建売住宅又は中古住宅の購入を含む） ・既存住宅の増改築工事（リフォーム含む）</p> <p>どちらかの工事で(1)～(9)の条件を満たすもの</p> <p>(1)工事完了後、三世代同居・近居である (2)三世代家庭のいずれかが所有する住宅 (3)令和3年1月1日以降に契約着工したもの (4)対象工事が50万円（税込）以上の工事 (5)三世代家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない (6)三世代家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く (7)定住促進空き家利活用補助金の交付を受けた者を除く (8)木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く (9)住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く</p>	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/35418p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/35418p/</a>	砺波市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱
こども課	三世代子育て応援給付金（三世代同居推進事業）	三世代同居（近居）の孫世代の子どもを0歳から2歳児まで自宅で育児した場合に給付金を贈呈するもの。	<p>給付の回数に関係なく子ども1人当たり最大10万円</p> <p>入所時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす場合 子ども1人当たり10万円 2年以上3年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり 6万円 1年以上2年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり 2万円</p>	<p>出生後6か月から4月1日時点で満3歳に達しており、次の条件を満たす子どもの保護者</p> <p>(1)市内に住所を有する者 (2)これまでに保育所等を利用していない者（広域入所での利用を除く） (3)これまでに広域入所で市外の保育所等を利用していない者 (4)三世代家庭に属している者 (5)三世代家庭の全員が市税等の滞納がないこと</p>	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2419p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2419p/</a>	砺波市三世代子育て応援給付金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	三世代交流ふれあい事業補助金（三世代同居推進事業）	昔ながらの遊びや郷土料理等の伝承、スポーツやレクリエーション等を通して三世代交流を推進することを目的に、市内の自治会（常会又は町内会）その他の各種団体が実施する事業に要する経費に補助金を交付するもの。	補助率 10／10 補助限度額 2万円 (ただし、食糧費については、補助対象外とする。)	市内の自治会（常会又は町内会）や婦人会、児童クラブ、老人クラブなどの市民で組織し活動している団体	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/4230p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/4230p/</a>	砺波市三世代交流ふれあい事業補助金交付要綱